

CHUGIN GLOBAL NEWS

ちゅうぎん海外ニュース

2025 FEB (Vol.93)

CONTENTS

香港の人々の「北上消費」について.....	2
株式会社中国銀行 香港支店	
新興国ニュース 第93回 海外最新ビジネス情報.....	4
株式会社東京コンサルティングファーム	
最低賃金の引上げについて.....	7
Kato Business Advisory Managing Director (マイツグループ中国・アジア進出支援機構メンバー)	
日本国公認会計士 加藤 芳之氏	
インドネシアの新税務管理システム 「Coretax」とは?.....	9
PT. BridgeNote Indonesia (マイツグループ) 榮 颯馬氏	
2025年 香港の旧正月の過ごし方.....	12
香港マイツビジネスコンサルティング	
2024年の中国の主要な法改正・各種の変更事項と、2025年(以降)に留意すべき各種事項のまとめ....	14
株式会社マイツ 国際事業部 中国室室長 米国公認会計士 古谷 純子氏	
タイ最新ビジネス事情.....	17
Asia Alliance Partner Co.,Ltd. (AAP) (マイツグループ中国・アジア進出支援機構メンバー)	
ベトナムのいまとみらい <第15回> ベトナムの新しい風〜ホーチミン地下鉄開通〜.....	19
Nippon MIRAI Company Limited Hanoi Office Branch Director 社会保険労務士 山本真佑	



株式会社 中国銀行
岡山県岡山市北区丸の内1-15-20
TEL:086-234-6539
香港支店
シンガポール支店
ニューヨーク駐在員事務所
上海駐在員事務所
バンコク駐在員事務所

cbk_hkbr@fr-chugin.jp
cbk_sgrep@fr-chugin.jp
cbk_ny@fr-chugin.jp
cbk_sh@fr-chugin.jp
cbk_bang@fr-chugin.jp

- ・本情報は、作成時の情報に基づくもので一部内容に変更がある場合があります。
- ・本情報は、信頼できる資料により作成しておりますが、当行がその正確性、安全性を保証するものではありません。
- ・本情報は、当行都合により通知なしに内容の変更・中止を行うことがあります。
- ・本情報は、法律の定めのある場合または承諾のある場合を除き、複製・複写することはできません。
- ・本情報は、お客さまへの情報提供のみを目的としたもので、取引の勧誘を目的としたものではありません。
- ・お取引に関する最終決定は、お客さまご自身の判断でなされますようお願い申し上げます。
- ・本情報についてのご照会は、最寄りの中国銀行の本支店、国際部または海外駐在員事務所までお願いします。

香港の人々の「北上消費」について

株式会社中国銀行 香港支店

1. はじめに

コロナ禍で落ち込んだ香港域内の消費は、十分に回復したとは言えない状況が続いています。では、その消費がどこへ向かっているのか。コロナ前とコロナ後で香港市民の消費動向は何か変わったのか。今回は香港に隣接する深圳で盛り上がる、香港市民の「北上消費」の動向についてふれたいと思います。

2. 「安さ」を求めて

深圳と言えば「中国のシリコンバレー」と呼ばれるように、HUAWEI やテンセントなど世界的な IT 企業を輩出し、またスタートアップの集積するイノベーション都市として有名です。地理的にも香港の北側に隣接しており、中国の南の玄関口として重要な役割を果たしています。

「北上消費」とは高いコストパフォーマンスを理由に、香港市民が深圳で活発に消費活動を行う現象を指す言葉です。簡単にいうと「安さ」を求めて香港人が深圳で買い物をしているという状況をいいます。

例えば中華圏でポピュラーな「火鍋」は香港では一人前 8,000～10,000 円ですが、深圳では約半額の値段で食べることができます。当店の現地スタッフに聞いてみると、他にもマッサージやヘアサロン、などの比較的高額なサービスについて深圳で消費しているという声もありました。

香港中心部からは MTR（地下鉄）で 1 時間弱でアクセスでき、片道 52 香港ドル（中環⇄羅湖間：約 1,044 円、1 香港ドル=20.09 円）というコストを払っても充実した週末を過ごすことができると考えられています。



週末の深圳ショッピングセンターの様子。多くの広東語が飛び交う

3. 香港⇒深圳への人の流れ

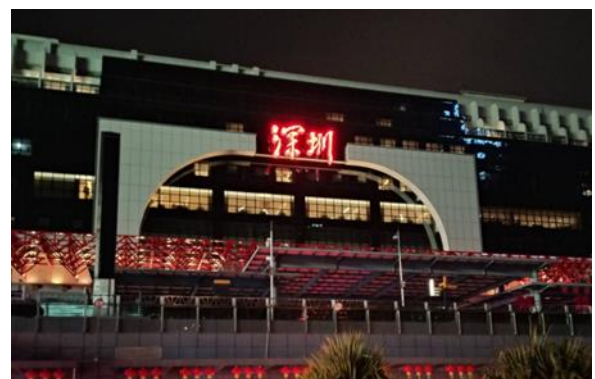
約 10 年前は香港から中国本土へ向かう人は少なく、逆に中国本土から観光やショッピングを目的に香港に向かう人が圧倒的に多いと言われていました。これは人民元が香港ドルに対して強かったことも要因としてありました。

(2015 年頃 1 人民元=約 1.25 香港ドル)

2025 年 1 月 1 人民元=約 1.07 香港ドル)

大きく潮目が変わったのは、コロナ後、2023 年の中国と香港の往来が解禁されてからで、多くの香港人が中国本土を訪れるようになりました。

香港と深圳の間には 10 か所の口岸（いわゆるイミグレーション）があり、MTR（地下鉄）や高速鉄道、バス、自動車、船などアクセス面でも優れています。



出入境に最も利用されている羅湖口岸付近の様子

深圳内での支払についてはALIPAY HK（ALIPAYの香港バージョン）がタクシーや地下鉄などの公共交通機関、飲食店で利用できるため両替の手間も省け、現金を持ち歩くこともありません。

また2025年1月に香港で開催された「アジア金融フォーラム」のなかで、資金決済ツールとして広く利用されているFPS(Faster Payment System)の中国本土での利用拡充が発表され、さらに越境決済が進むことが期待されています。

3. グレーターベイエリア構想

香港と中国本土の往来の活性化には、中国の国家戦略である「グレーターベイエリア構想」も大きく影響しています。この構想は2017年にスタートし、香港・マカオと中国広東省内の主要都市（2の特別行政区と9の中国都市：Guangdong-Hong Kong-Macao Greater Bay Area：略称GBA構想）がさまざまな分野で協力し地域発展を目指すという政策です。交通面では香港と広州を結ぶ高速鉄道、香港とマカオ・珠海を結ぶ港珠澳大橋の開通など各都市間のアクセスが大幅にされました。

その他科学技術、IT、金融、観光など各先端分野における協力も目的とされており、世界的なベイエリアを目指してひと・もの・かね・情報の交流を促進しています。構想において香港は「中国と海外との『接点』」としての役割を発揮していく方針が明確に掲げられています。



出所：INVESTHK ウェブサイトより

「GBA 域内の人口 8,600 万人以上、面積 56,000km²、GDP1 兆 9,580 億ドル」

例えば、中国系の飲食店がグローバル展開を検討する際には、まず香港へ出店し現地の反応をみたらうでその他の海外に展開する動きが盛んであり、逆の動きとして、香港に出店した後に中国本土に展開するグローバル企業も多くあります。

4. おわりに

一見すると、「北上消費」は香港における消費の流出に見えますが、長期的にみるとグレーターベイエリアの中核を担う都市として、更なる進化の前兆ともみえます。

域内における香港の役割は、国際金融・物流（空路、海運）・観光都市という側面であり、国際的なハブ機能としての期待は高まっています。

中国銀行香港支店では、香港だけでなくグレーターベイエリア内でのビジネス支援も行っておりますので、是非ご相談ください。

香港支店

所在地：

Room 1402 on the 14th Floor, York House The Landmark, 15 Queen's Road Central, Hong Kong
電話番号（国番号 852）2523-0312

新興国ニュース

第 93 回 海外最新ビジネス情報

株式会社東京コンサルティングファーム

今回はマレーシア、インド、シンガポールの最新情報をお届けいたします。ぜひご一読ください。

～マレーシア～

マレーシア入国に必要なデジタル入国カードの提出方法と KLIA での自動化ゲートの利用ガイド

マレーシアを訪れる際、入国手続きがスムーズに行えるよう、デジタル入国カード (Digital Arrival Card) の提出が義務付けられています。さらに、クアラルンプール国際空港 (KLIA) では、自動化ゲートを利用することで、長時間の待機を避け、効率的に入国審査を受けることができます。以下に、デジタル入国カードの提出方法と KLIA の自動化ゲート利用方法を詳しく解説します。

1. デジタル入国カードの提出方法

デジタル入国カードとは？ デジタル入国カードは、マレーシア入国管理局が求める事前情報をオンラインで提出するための電子フォームです。これにより、入国審査の際に必要な情報があらかじめ収集され、効率的な手続きが可能になります。

提出手順:

1. 公式ウェブサイトまたはアプリにアクセス：マレーシア入国管理局の公式ウェブサイトまたは専用アプリ「MyTravelPass」を使用して、デジタル入国カードを申請します。スマートフォンや PC からアクセスできます。
2. 必要な情報を入力： デジタル入国カードのフォームには、以下の情報を入力する必要があります
 - ・パスポート情報 (番号、有効期限、発行国など)

- ・入国予定日、渡航経路、滞在先住所
- ・過去の旅行歴、健康状態、緊急連絡先

3. 提出後の確認： すべての情報を入力したら、フォームを送信します。送信後、確認のための QR コードが発行されます。この QR コードは、入国審査時に提示する必要があるため、スマホに保存するか、プリントアウトして持参しましょう。
4. 提出の締め切り： 通常、入国の少なくとも 3 日以上前に提出することが推奨されていますが、直前でも申請は可能です。遅れが生じると入国手続きに影響が出ることがあるので、余裕を持って提出しましょう。

2. KLIA での自動化ゲート利用方法

自動化ゲートとは？ 自動化ゲート (e-gates) は、顔認証技術を用いた入国審査設備で、手続きが迅速かつ効率的に行われます。KLIA では、長時間の列に並ぶことなく、スムーズな入国が可能です。

利用手順:

1. ゲートの場所を確認: KILAKLIA 内の各ターミナルには、自動化ゲートが設置されています。案内板やスタッフに尋ねることで、簡単に場所を見つけることができます。自動化ゲートは、通常の入国審査レーンの近くに配置されています。
2. パスポートのスキャン: ゲートに設置されているスキャナーにパスポートをかざし、情報を読み取ります。パスポートの IC チップをスキャンすることで、個人情報が自動的に認識されます。
3. 顔認証で本人確認: スキャン後、ゲートに設置された顔認証カメラに向かって顔を向けます。システムが顔を照合し、本人確認が行われます。このプロセスは数秒で完了します。
4. 入国手続きの完了: 本人確認が完了すると、ゲートが開きますので、そのまま通過してください。ゲートが開かなかった場合やエラーが発生した場合は、スタッフの指示に従って手続きを進めましょう。

自動化ゲートを利用する際の注意点:

- 利用対象者：自動化ゲートは、特定の条件を満たした旅行者（例：マレーシア国籍者、ビザのある外国人など）に利用が許可されています。対象者でない場合は、通常の審査レーンに並ぶ必要があります。
- 必要な書類：入国に必要なパスポートと、デジタル入国カードの QR コードが必要です。
QR コードはスマートフォンに保存しておく
と便利です。

まとめ：

マレーシア入国時の手続きをスムーズに行うためには、事前にデジタル入国カードを提出し、KLIA の自動化ゲートを利用することがポイントです。これらの手続きにより、長時間の待機を避け、快適な入国が実現できます。旅行の際は、忘れずにデジタル入国カードを申請し、自動化ゲートの利用条件を確認しておきましょう。

■ ジョホール州、金曜の礼拝休憩時間を 2 時間に延長

ジョホール州政府は、官民セクターにおいて慣例的に 1 時間半となっている金曜日の礼拝休憩時間を、2025 年 1 月から 2 時間に延長すると発表しました。この措置は、イスラム教徒が金曜礼拝を行いやすくするためのものです。オン・ハフィズ・ガジ州首相は、21 日の州議会で発表した来年度予算案の際にこの情報を明らかにしました。

また、同州スルタン摂政のトゥンク・イスマイル皇太子が 10 月に、現行の金・土曜の週末公休日を 2025 年 1 月 1 日から土・日曜に戻すと発表したことを受けての対応です。オン・ハフィズ氏はこれに合わせて、公共セクターの週の労働日数を金曜日の午後を半休とし、4 日半にすることも提案しました。この 4 日半の労働日数は、アラブ首長国連邦（UAE）がすでに導入している制度です。さらに、オン・ハフィズ氏は学校敷地内を含む礼拝スペースの数を増やす意向を示しました。「ムスリ

ム生徒が金曜礼拝を行えるよう、ジョホール州教育局（JPNJ）やイスラム宗教局などが適切な措置を講じる」と述べています。

ジョホール州では建国以前から金・土の公休が実施されていましたが、1994 年に当時の州首相であったムヒディン・ヤシン元首相が土・日に変更しました。その後、2014 年にムスリムにとって金曜日が重要であることへの敬意を表し、イスラム教を州の宗教として認める印として再び金・土に戻されました。現在、金・土を公休日と定めているのはジョホール州のほか、ケダ州、クランタン州、トレンガヌ州があります。

～インド～

■電気機器の安全に関する包括的技術規制について

2024 年 8 月 28 日にインド重工業省が「機械および電気機器の安全に関する包括的技術規制命令」を発行し、多くの電気製品に関してインド標準規格局（BIS）の認証リストに追加しました。

インド標準規格局（BIS）が認証取得を義務付ける動きが、ネジ・ボルトや鉄鋳物をはじめ近年増加しております。インド市場において日本企業もそれら製品の一定のシェアを占めており、進出を検討されている企業様においても避けられないコンプライアンス事項となっております。本規制はその動きの一つでありその概要について下記まとめさせていただきます。

施行日は 2025 年 8 月 28 日からであり、下記条件を満たす小規模および零細企業には、より長い猶予期間が与えられます

- ・小規模企業：2025 年 6 月 17 日から施行

*小規模企業：工場または機械への投資額が 25 万
ルピー以上、5,000 万ルピー未満（サービス業の
場合、10 万ルピー以上、2,000 万ルピー未満）

・零細企業：2025 年 9 月 17 日から施行

*零細企業：工場または機械への投資額が 25 万ル
ピー未満（サービス業の場合、10 万ルピー未満）

認証取得において、各企業はインドへ輸出する前
に IS 認証を取得し、製品が該当するインド基準に
適合していることを確認し、BIS より許可された
標準マーク（Standard Mark）を表示する必要があります。

上記命令に違反した場合、罰則が科されます。

以下に主な対象製品を示します。

（他詳細に関しては本通達文よりご参照頂けま
す。）

- ・真空掃除機及び水吸引クリーナー
- ・回転式レンジフード
- ・調理用レンジ、コンロ、オーブンおよび類似の
器具
- ・電動シェーバー、ヘアクリッパー、トリマーお
よび類似の器具
- ・ドラム式乾燥機

～シンガポール～

■シニア層の CPF 拠出率変更 2025 年 1 月から

昨今毎年のように発表される CPF の拠出率の
変更ですが、2025 年からもシニア層を中心に
法定拠出率が引き上げられます。物価も高騰して
いる中、退職後の生活に必要な貯蓄の助けとする
ことが目的とされており、対象は 55 歳超～60
歳、及び 60 歳超～65 歳となります。

拠出率は、それぞれ以下のように変更されます。

55 歳超～60 歳

・現行の拠出率 > 31%

・2025 年 1 月 1 日以降の拠出率（月給 SGD750
超えの場合）> 雇用主: 15.5 (+0.5) / 従業員:
17.0 (+1) / 合計: 32.5 (+1.5)

60 歳超～65 歳

・現行の拠出率 > 22%

・2025 年 1 月 1 日以降の拠出率（月給 SGD750
超えの場合）> 雇用主: 12.0 (+0.5) / 従業員: 11.5
(+1) / 合計: 23.5 (+1.5)

対象の年齢の従業員（シンガポール人、PR 保持者）
がいる企業は、予め変更について本人と確認して
おきましょう。また、CPF 申告や給与計算を外部
の業者に委託している場合は、業者と予め認識を
確認しておくにより安全です。

株式会社東京コンサルティングファーム

インド・中国・香港・ASEAN・中東・アフリカ・
ラテンアメリカなど世界 20 か国超に拠点を有し、
各国への進出や進出後の事業運営についてトータ
ルサポートを行っている。

また、新興国投資に対応したデータベース

「Wiki-Investment」を提供し、30 カ国の投資環
境や会社法、税務、労務、M&A 実務といった内容
を掲載。（URL <http://wiki-investment.com/>）

さらに「海外投資の赤本」シリーズとして、イン
ド・中国・東南アジア各国・メキシコ・ブラジル
などの投資環境、拠点設立、M&A、会社法、会計
税務、人事労務などの情報を網羅的かつ分かりや
すく解説した書籍を出版している。

問合せ先: f-info@tokyoconsultinggroup.com

最低賃金の引上げについて

Kato Business Advisory Managing Director

(マイツグループ中国・アジア進出支援機構メンバー)

日本国公認会計士 加藤 芳之氏

<ポイント>

- 最低賃金の引き上げ
- 外国人のEPF拠出義務

<最低賃金の引き上げ>

N子：加藤さん、今回もバジェット 2025 に関するご説明、宜しくお願い致します。

加藤：はい。今回は、最低賃金の引き上げについて、お話させていただきます。

N子：はい。

加藤：2024 年最低賃金令(以下「命令」)は、2024 年 12 月 4 日に正式に官報に掲載されました。この命令は、2011 年全国賃金諮問委員会法第 23 条に基づき、2025 年 2 月 1 日から全国の最低賃金を RM1,700 に引き上げるものです。

N子：なるほど。結構大きい賃上げだと思うんですが。。

加藤：そうですね。まず、2025 年 2 月 1 日から従業員に支払われる最低賃金は、以下の通りとなります。

Minimum Wages Rate				
Monthly	Daily			Hourly
RM1,700	Number of working days in a week			RM8.72
	6	5	4	
	RM65.38	RM78.46	RM98.08	

注:最低賃金率は、手当を含まない基本賃金です

N子：元々はどんな感じだったのでしょうか？

加藤：はい。以下に表を添付していますが、例えば月額だと元々はRM1,500 ですから、10%以上の増加になりますね。

N子：なかなかですね。

加藤：はい。ただ一時的な免除規定も用意されています。と言っても、最初の半年間だけですが。

N子：なるほど。

加藤：一時的な免除は、従業員 5 人未満の雇用主に対して許されます。従業員が 5 人未満の雇用主については、2025 年 7 月 31 日まで一時的に免除されますが、当該免除は、従業員数にかかわらず、専門的な活動(人的資源省が発行するマレーシア標準職業分類(MASCO)に分類。MASCO の詳細については、<https://emasco.mohr.gov.my/masco/2> をご覧ください。)を行う雇用主には適用されません。

N子：なるほど。

加藤：免除された雇用主については、既存の最低賃金(下表)が引き続き適用され、2025 年 8 月 1 日から新しい最低賃金がすべての雇用主に適用されることになります。

Minimum wages rate				
Monthly	Daily			Hourly
RM1,500	Number of working days in a week			RM7.21
	6	5	4	
	RM57.69	RM69.23	RM86.54	

N子：分かりました。

加藤：また新しい最低賃金は、基本給がない従業員、例えば「出来高率、トン数、タスク、出張、またはコミッション」のみに基づいて賃金が支払われる従業員については 2025 年 8 月 1 日からの適用となります。

N子：良く分かりました。ありがとうございました。

<外国人の EPF 拠出義務>

加藤：次に EPF ですが、外国人の拠出も義務化される事になります。

N子：そうなんですね。

加藤：発効日は拠出率はまだ決まっておらず、段階的に実施されるとの事です。

N子：なるほど。

加藤：EPFについては皆さんご存じの通り、従業員負担部分と雇用主負担部分がありますから、企業にとっては追加費用になりますよね。ただ、将来的には従業員個人の資産になりますから、日本人駐在員の給与体系の見直しが必要になると思います。

N子：ちなみに、租税条約みたいな、年金に係る協定が日米などではあると聞いたことがあるのですが、日馬間ではあるのでしょうか？

加藤：マレーシアとは無いと思います。

N子：なるほど。なんかすごい率でお金を回してくれると聞いたことがあるんですが。

加藤：そうなんです。企業コスト負担増という意味ではデメリットなんです。年率5%とか6%とかで運用してくれるので、実は私は昔から任意で加入していました。

N子：そうなんですね。ありがとうございました。

NNA 隔週記事（出所：NNA）

Kato Business Advisory（マイツグループ中国・アジア進出支援機構メンバー）

マレーシアに1997年から駐在し、マレーシア進出の日系企業に対し20年以上、会計・税務、経営面をサポートしています。2020年に独立し、現在のKATO BUSINESS ADVISORYを設立。日系企業の現地進出支援を展開している会計系コンサルティング会社です。

【代表者】加藤 芳之

【社員数】9名（2020年11月時点）

【有資格者】6名

【支援業務内容】

マレーシア進出支援：設立、設立後の会計・監査・税務、経営支援

設立前のご相談から設立支援、設立後の会計・監査・税務、経営支援まで幅広くサポートさせていただきます。

国際税務支援：移転価格対策等

移転価格対策等、海外展開している日系企業が抱える税務リスクをトータルにサポートさせていただきます。

間接税支援

マレーシア特有のセールス・サービス税や不動産譲渡益税等につき、長年の実績をベースにサポートさせていただきます。

M&A 支援：バイサイド、セルサイド、財務DD対応

会計事務所系コンサルティング会社だからこそできるサービスを提供させていただきます。

－お問い合わせ先－

KATO BUSINESS ADVISORY SDN BHD

N-6-10, The Gamuda Biz Suites, No.12, Persiaran Anggerik Vanilla, Kota Kemuning, 40460 Shah Alam, Selangor, Malaysia

Kato@kato.com.my

携帯：+60-12-371-0369

インドネシアの新税務管理システム 「Coretax」とは？

PT. BridgeNote Indonesia (マイツグループ)

榮 颯馬氏

インドネシアは、ASEAN 地域で最も経済規模の大きい国の一つであり、その税務制度は国内外の事業者にとって重要な要素となっています。2025 年 1 月 1 日、インドネシア財務省税務総局 (DJP) は新たな税務管理システム「Coretax」を導入し、税務行政の効率化と透明性向上を目指しています。本記事では、Coretax の特徴と利点、そしてインドネシアの税務事情について掘り下げます。

インドネシアの税務事情

インドネシアの税制は、国家予算の重要な収入源として機能しており、付加価値税 (PPN)、個人所得税 (PPh Orang Pribadi)、法人所得税 (PPh Badan) などが主要な税目となっています。特に、法人所得税は標準税率 22% で適用されており、株式公開企業には最大 3% の税率軽減が与えられる場合があります。また、年間売上高が一定以下の中小企業に対する軽減措置も設けられており、経済全体のバランスを図っています。

一方で、インドネシアの税務環境にはいくつかの課題が存在します。たとえば、納税者の遵守率が低いこと、税務プロセスが煩雑であること、そして税務行政がデジタル化の遅れにより効率を欠いていることが挙げられます。こうした背景から、DJP は税務管理の近代化を進めるべく、Coretax を開発しました。

Coretax の導入背景と目的

Coretax は、2018 年の大統領令第 40 号に基づく税務管理コアシステム更新プロジェクト (PSIAP) の

一環として開発されました。このシステムの主な目的は、税務行政のデジタル化、業務効率の向上、納税者サービスの改善、そしてデータの透明性と正確性の向上です。

従来の DJP オンラインシステムでは、税務手続きが分散化されており、データの統合性や処理速度に限界がありました。Coretax はこれらの課題を克服するために設計されており、税務プロセスを一元化することで、納税者と税務当局の双方にとっての利便性を大幅に向上させています。

Coretax の主な機能と利点

1. 効率的な税務管理

Coretax は、納税者の登録、税務申告 (SPT) の提出、税金の支払い、監査、徴収といった主要な業務プロセスをすべて統合しています。これにより、税務手続きの迅速化が可能となり、納税者の負担を軽減します。

2. 納税者の利便性向上

納税者は、公式ウェブサイトを通じてリアルタイムで税務情報を確認し、オンラインで手続きを完了することができます。また、初回ログイン時にはセキュリティ強化のためのパスワード再設定が求められ、安心して利用できる環境が整えられています。

3. データの透明性と正確性

Coretax はリアルタイムデータ処理機能を備えており、これにより税務情報の透明性が向上します。また、不正行為の検出やデータの正確性向上にも寄与します。

4. カスタマーサポートの強化

Coretax は、納税者が疑問点を解消できるよう、オンラインヘルプ機能や FAQ セクションを提



供しています。これにより、従来よりも迅速に問題を解決することが可能となります。

在インドネシア日本企業への影響

Coretax の導入は、在インドネシア日本企業にも大きな影響を及ぼします。まず、税務手続きがデジタル化され、オンラインでの申告や支払いが可能となったことで、現地法人や駐在員事務所の税務処理の効率が大幅に向上します。特に、税務データの一元管理が可能になるため、本社と現地法人間での税務情報の共有がスムーズになり、コンプライアンスの強化にも寄与します。

また、Coretax による透明性の向上は、日本企業が直面する不透明な税務環境に対する懸念を軽減します。不正行為や過剰な課税リスクの抑制が期待され、長期的な事業運営における安心感が得られるでしょう。

一方で、Coretax への移行に伴い、新システムの使い方や対応プロセスの理解が求められます。特に、現地スタッフと日本本社の間での連携を強化し、税務コンプライアンスに関する最新情報を共有することが重要です。必要に応じて、税務コンサルタントや専門家のサポートを受けることも検討すべきです。

さらに、Coretax が提供するリアルタイムデータ処理機能は、日本企業の経営判断にも役立ちます。現地法人の収益状況や納税状況をタイムリーに把握できるため、より戦略的な意思決定が可能となります。

Coretax の影響と展望

Coretax の導入は、インドネシアの税務行政に大きな変革をもたらすと期待されています。具体的には、納税者の遵守率向上、税収の安定化、そして国際的な投資家に対する信頼性向上が挙げられ

ます。また、税務手続きがデジタル化されたことで、遠隔地の納税者や中小企業にとっても手続きが容易になるという利点があります。

さらに、Coretax は政府の「スマートガバナンス」推進にも寄与しています。デジタル化による効率化は、他の行政分野にも応用可能であり、政府全体の業務改善につながるでしょう。

最後に

インドネシアの税務事情は、経済の発展とともに進化を続けています。Coretax の導入は、税務行政の近代化の一環として画期的な取り組みであり、納税者と政府の双方にとって大きなメリットをもたらします。インドネシアにおけるビジネス活動を検討している企業や投資家にとって、Coretax を活用した効率的な税務管理は欠かせない要素となるでしょう。今後も、政府が推進する税制改革とその影響を注視することが重要です。

◆Bridge Noteのご案内◆

会社名：

PT. Bridge Note Indonesia (マイツグループ)

President：古賀 晶子

住所：

Menara Ahugrah Lantai 15, Kantor Taman E. 3. 3
Jl. Mega Kuningan Lot 8. 6-8. 7 Jakarta Selatan
12950

Eメール：so-sakae@bn-asia.com

事業内容：

各種コンサルティング業務(会計・税務・法務・
労務)/多言語会計システム(Bridge Note)の販
売/ビザ申請手続き/会社設立/移転価格/デュー
デリジェンス/連結パッケージ作成

インドネシアで日系企業を中心に 150 社ほど導
入いただいている「Bridge Note」は、入力が平
易な多言語のクラウド会計システムです。会計
業務のコスト低減、業務効率化、不正防止をお
考え方はぜひご連絡下さい！システムの導入が
でき、かつ、貴社の月次会計報酬の値段が下が
ります！

2025 年 香港の旧正月の過ごし方

香港マイツビジネスコンサルティング

2025 年の旧正月は1月29日(水)が元旦です。香港は31日(金)までが三が日の祝日で、多くの人は土日と合わせて5連休になります。1月29日(水)の夜には尖沙咀で恒例のフロートパレード「2025 キャセイ インターナショナル・チャイニーズ・ニューイヤー・ナイトパレード (國泰航空新春國際匯演之夜)」が行われます。今回のフロートは9台あり、香港だけでなく海外から招かれた有名なパフォーマーチームによる華やかなパフォーマンスを沿道から見るができます。香港からはキャセイパシフィック航空をはじめ、香港ディズニーランド、オーシャンパーク、香港政府観光局、ジョッキークラブなどが参加します。パレードは香港文化中心をスタートし、広東道、海防道、ネイザンロードを通して、シェラトン香港ホテルが終点となる予定です。また旧正月2日目となる1月30日(木)の夜には、ビクトリアハーバーで恒例の花火大会が行われます。

大埔の林村/Lam Tsuen にある許願樹 (願掛けの木/Wishing Tree) も、この旧正月の時期になると多くの人が訪れます。林村は700年以上前、南宋王朝時代から続いている村で、古くから許願樹への願掛けが信じられています。許願樹は2本の大きなガジュマルの木で、村人たちはこの2本の木を神様とみなし、根元に線香をともして幸福を祈るため別名「お香の樹」とも呼ばれます。人々はこの樹に向かって願い事を書いた紙(寶牒)を投げて願掛けをするのですが、樹の高い所へ届くほど願いが叶うとされています。かつてはこの紙にみかんを付けて投げていましたが、最近では安全のために樹もみかんもプラスチック製に変わりました。人気のあるスポットなので旧正月は特に賑わいます。林村ではこの許願樹をメインとしたイ

ベント「香港 Wishing Festival 2025」が開催されます。期間は1月29日～2月4日の朝8時半～午後10時、2月5日～12日は朝8時半～午後19時の予定です。マーケットでは様々なブースが用意されますので大人から子供まで賑やかなお正月の気分を味わえます。日没後は許願樹がライトアップされ夜空に美しく浮かび上がります。また元旦の夜のパレードで使用したフロートも展示される予定です。

旧正月には寺院へお参りする人も多くいます。観光地として海外からの旅行客にも有名な黄大仙もそのひとつ、おみくじを引いたり占い師に新たな一年の運勢を占ってもらったりします。大晦日の夕方から外に並んで、一番福ならぬ「一番線香」を狙う人もいます。大圍にある車公廟も幸運の風車があり、願い事を唱え銅製の風車を3回回すと幸運が訪れるといわれています。

西暦では2025年1月1日の元旦を過ぎると新しい一年が始まりますが、中華圏では旧正月を迎えることで本格的に新しい一年が始まると考えます。新しい干支は乙巳(きのとみ)、蛇年です。成長、発展、挑戦、転換、など新たなエネルギーが高まる一年と言われています。蛇は「不老長寿」を象徴し、神の使いとして信仰されてきました。大都會の香港においても蛇は身近で、冬になると蛇のスープで体を温める食文化もあり蛇は重宝されています。香港郵便は新年のお祝いとして乙巳年をテーマにした記念切手を1月5日より発売しています。中国本土、マカオの郵便局でも同様の記念切手が発売されますので、コレクションしても楽しめます。

この新年の時期によく本屋や街角の新聞スタンド、コンビニなどで見かける暦の本「通勝(トンセン)」も、香港ならではのものです。この本には1年分の暦が載っていて、日本でいうところの「吉日」を選ぶ



参考にしたりします。若い世代になると結婚式の日取りくらいでしかこの本を手にとることはないかもしれませんが、上の世代の人ほど生活にも風水を取り入れており、暦を大切にしています。この本には、その日に控えたほうがよいこと、その日に運勢が強い干支、吉方位などが細かく書いてあり引っ越しや商売などの参考にします。

旧正月は香港の人々にとって一年で最も大切な時期です。香港の人々とかかわる上で知っておきたい旧正月の基本的な過ごし方を時系列でおさらいしましょう。

旧正月の前々日：大掃除をします。部屋の中をきれいにして新しい年を迎える準備をします。

旧正月の前日：大晦日です。夕食は家族で集まり団欒のひと時を過ごします。食事が終わったら花市（フラワーマーケット）を歩いて旧正月の雰囲気を楽しみます。

元旦：親戚の家、友人の家を訪れ挨拶回りをします。既婚者の場合、会った人（未婚者、子供、お世話になっているスタッフなど）にはお年玉「利是」を渡します。利是は相手により異なりますが目安 20～500 香港ドルくらい、金額は 4 を避けた偶数が基本です。

2 日目：この日も新年の挨拶回り、お寺にお参りしても良いでしょう。

3 日目：赤口で挨拶回りをすると喧嘩になるといういわれから、この日は挨拶回りをせず、家で過ごします。お寺のお参りはできます。また新春競馬「賀歳馬」が開催されます。

そして三が日を過ぎた 4 日目から日常に戻ります。

香港の街全体が賑やかで華やぐ季節、是非皆様もよい旧正月をお迎えください。

香港マイツビジネスコンサルティング

会社概要：

香港、華南地区進出の日系企業向けに会計税務、人事労務を中心に法人経営に関わる専門サービスをワンストップで提供しています。

上海を中心として中国各省にも拠点を有しており、各拠点と連携した包括的なサービス提供が可能です。

－お問い合わせ先－

事務所所在地

Room 1005, 10/F Tower 2 Silvercord,
30 Canton Road, Tsim Sha Tsui, Kowloon,
Hong Kong

Tel : +852-2959-1320

E-mail : cs@myts.com.hk

URL : <http://www.myts.co.jp>

2024 年の中国の主要な法改正・各種の変更事項と、 2025 年（以降）に留意すべき各種事項のまとめ

株式会社マイツ

国際事業部 中国室室長

米国公認会計士 古谷 純子氏

2024 年には、改正会社法の施行を始めとした各種の法律法規の改正や、外商投資法や個人所得税法の関連規定に定められた移行措置の期限到来、さらに訪中ビザの免除など、各種の大幅な変更がありました。このうち、既に期限到来済の事項などは、2024 年中に対応を完了された企業も多いかと思いますが、一部には 2025 年以降に対応を要する、若しくは影響が生じ得る項目があります。また、万一、2024 年中に完了すべきにもかかわらず、対応が未済の場合、どのようなリスクや問題が生じ得るかを把握することも肝要と考えます。

したが、本稿では、年頭にあたり、2024 年における主要な改正・変更点（今後の開始を含む）を列挙すると共に、さらに 2025 年にも影響を及ぼし得る項目や未済のリスク等、特に注意喚起したいと思います。

1. 2024 年における主要な改正・変更点（今後の開始を含む）：

対象（中国現地法人、日本本社、日本国籍者）毎に纏めた主要な改正・変更点は、右表の通りです。

（尚、各詳細はマイツグループ・ニューズレターⁱ（JP マイツ通信、上海通信等）の各トピックを参照願います。）

【中国現地法人にかかる変更点】

“*” 項目は次頁にて解説、補足説明

関連分野	対象項目 (開始/終了時期)	項目概要/留意事項
外商投資法	同法及び同実施条例 ⁱⁱ の移行期間の終了（～2024 年 12 月 31 日）	旧外資三法の廃止に伴う変更事項の未済（Ex. 合併企業の旧法下の機関設計のまま維持）等の状況において、他の登記事項の申請を手続きしない
個人所得税法	6 年ルールを含む財政部・国家税務総局公告 2019 年第 34 号 ⁱⁱⁱ にかかる移行期間終了（～2024 年 12 月 31 日）	2019 年以前より駐在し“6 年ルール”に該当する駐在員が 2024 年中にタックスブレイクしなかった場合、2025 年以降は全世界所得課税として中国国外源泉所得も合算申告する必要あり*
会社法	改正会社法 ^{iv} の施行（2024 年 7 月 1 日～）	新たな機関設計の追加、出資払込義務の強化、個人に対する罰則強化、 無償減資の容認* ほか
社会保険法・就労ビザ	✓ 2019 年 9 月発効・日中社会保障協定 ^v の初回期限の到来 ✓ 工作許可証の社会保障カードへの統合 ^{vi} （2024 年 12 月 1 日～）	✓ 養老年金の納付免除の適用期限（5 年）に対して、延長申請により、さらに原則として 5 年を超えない期間の納付免除待遇の享受が可能に ✓ 工作許可証の廃

		止・統合に関して は詳細を後述*
法定 退職 年齢 の 引上 げ	✓段階的な法定退職年齢の引上げに関する弁法 ^{vii} の公布(2025年1月施行、移行措置が開始)	15年の移行期間を設けて、法定退職年齢について、男性は63歳に、女性は55歳と58歳に引上げ

【日本本社に対する変更項目】

関連 分野	対象項目 (開始/終了時期)	項目概要/留意事項
改正 監基 法 600	✓日本の監査人による、海外のグループ監査人(Ex. 中国の会計事務所)に対する品質管理の確認・検証の厳格化 ^{viii} (日本の監査人の規模に応じて、2024年度/2025年度より適用)	✓日本の監査法人の監査品質レベルに見合う、現地会計事務所への変更をクライアントに要請する可能性あり ✓*日本本社側で非上場等により、監査を受けない場合、対象外
グロー バル・ ミニマ ム課税	✓所得合算ルール(IIR: Income Inclusion Rule)に基づく、国際最低課税額に対する法人税の創設 ^{ix} (3月決算の場合、2025年3月期が適用初年度)	✓子会社の所在地国の実効税率が基準最低税率(15%)を下回る場合には、親会社の所在地国で同税率まで上乘せして課税 *ただし、年間総収入金額7億5,000万ユーロ(約1,200億円)以上の多国籍企業が対象

【日本国籍者に対するビザ政策の変更】

関連 分野	対象項目 (開始/終了時期)	項目概要/留意事項
中国 入国 時の ビザ 免除 政策	ビザ免除国の更なる拡大と入国政策の最適化に関する通知 ^x (2024年11月30日~2025年12月31日) *但し、期限延長の可能性が高い(?)	日本の一般旅券を所持し、商業・貿易、観光、親族訪問、交流・訪問、トランジットを目的とする、中国に30日以内に滞在する人員に対し、入国ビザを免除

2. 2025年(以降)における留意点

2024年の変更点を受けて、まず特に留意すべき事項に、社会保険関連のうち、工作許可証と社会保障カードの統合が挙げられます。既往の通り、2011年7月1日付け「社会保険法」や関連規定等により、原則、外国籍人員に中国社会保障制度への強制加入と社会保険料の支払いが求められる一方、一部地域では任意加入が実務的に容認されています。しかし外国籍人員の合法的な就業ステータスを物理的に示す、工作許可証カードが廃止され、社会保障カードへの統合により、任意加入の容認地域においても、いよいよ、強制加入が求められる可能性があります。

なお、マイツグループでは、広州市(強制加入の要求地域)における新規取得の実務運用では、Zビザでの入国後、健康診断を受けた後(従来の工作許可証の取得手続きを不要として)居留許可証の取得手続きに移行すると共に、社会保障APPのアカウント登録により電子社会保障カードの取得ができており、広州の統合上の実務運用では、あくまでも工作許可証の代替手続きの性質が強い模様です。しかし、特に任意加入を容認する地域では、今後の実務運用を慎重に注視すると共に、状況に応じて迅速、適切な対応が求められると考えます。

次に、個人所得税の経過措置ですが、2020 年以降に駐在を開始して、今後中国の居住者としての期間が 6 年目を迎える駐在員が 7 年目以降の全世界所得課税を回避するためには 2025 年以降の 6 年目（迄）のタックスブレイクが必要となり、引続き、駐在員の中国滞在期間及び日数の把握、管理に留意すべきと考えます。一方、もし中国勤務に対する給与所得以外に特段の所得が無いのであれば、“中国国内源泉所得＝全世界所得”となりますので、タックスブレイクの要否は、駐在員の状況を踏まえた個別の判断もあり得るかと思います。

また、会社法については、大幅な改正が加えられました。このうち、会計・税務的な観点から 1 点だけ挙げるとすれば、欠損補填を目的とする無償減資が、資本準備金の取崩しや減資の手順と共に容認された点が大きな変更事項と言えます。ただし、当該変更は会社法の変更に止まり、少なくとも現時点では税法上の関連規定が変更された訳では無いため、依然として無償減資に対して企業所得税法上の債務免除益（益金）となる可能性があり、繰越欠損金の範囲内であれば納税は生じないものの留意が必要です。

一方で、前表には無いものの、2025 年以降の留意事項もあります。代表例として、1990 年代や 2000 年代に中国に進出した企業は、独資企業、合弁企業を問わず、まもなく 20 年乃至は 30 年の経営期限を迎えます。昨今の中国経済環境の変化や中国企業の競争力向上、また雇用や駐在員を取り巻く環境の変化等を受け、今後、事業継続➡経営期限の延長か撤退か、もし撤退の場合には清算か持分譲渡（合弁先への売却、MA、MBO か）若しくは有償減資か等、経営判断上の検討やスキームの着手を要する等、重要な経営判断を要する企業も増えると思います。

中国では、規定や実務運用の変更が短期の周知期間にて実施されることや、また遡及適用も散見されるため、最新動向にご留意ください。また、マイツグループも貴社の経営判断に資する情報提供

のみならず、個別スキームの検討やその実行など、グループ一丸となり 2025 年も幅広くご支援、実施して参ります。

- i 参照 URL: [「ニューズレター アーカイブ」株式会社マイツ](#)
- ii 参照 URL: [中华人民共和国外商投资法实施条例_国务院文件_中国政府网](#)
- iii 参照 URL: [关于在中国境内无住所的个人居住时间判定标准的公告_部门政务_中国政府网](#)
- iv 参照 URL: [中华人民共和国公司法_中国人大网](#)
- v 参照 URL: [各国との社会保障協定及び関係法令 | 厚生労働省](#)
- vi 参照 URL: [首页 - 外国人来华工作管理服务系统](#)
- vii 参照 URL: [全国人民代表大会常务委员会关于实施渐进式延迟法定退休年龄的决定_中国人大网](#)
- viii 参 照 URL : https://jicpa.or.jp/specialized_field/files/5-24-0-2-20240124.pdf
- ix 参照 URL: [グローバル・ミニマム課税関係 | 国税庁](#)
- x 参照 URL: [关于进一步扩大免签国家范围并优化入境政策的通知](#)

マイツグループ

日本国内に 3 拠点（東京、大阪、京都）、中国全土に 10 拠点（上海、蘇州、大連、瀋陽、北京、天津、成都、広州、香港）を展開しており、現地スタッフ 350 名体制、日中双方で事業再編のご支援をさせていただきます。日系企業から中国現地企業へ販路拡大、中国国内のグループ内再編、M&A、清算業務まで幅広く対応しております。

上記内容のお問い合わせは株式会社マイツ

【URL】: <http://www.myts.co.jp>

【TEL】 03-6261-5323 / 【FAX】 03-6261-5324

【問い合わせ窓口】

篠原（しのはら）Email : yshinoha@myts.co.jp

本資料の著作権は弊社に属し、その目的を問わず無断引用または複製を禁じます。

タイ税務アップデート

Asia Alliance Partner Co.,Ltd.(AAP)

(マイツグループ中国・アジア進出支援機構メンバー)

今回は Asia Alliance Partner Co.,Ltd. (AAP) より、タイ国内消費の喚起を目的としたショッピング控除についての情報をお届けいたします。

【2025 年度】ショッピング控除について

ショッピング減税は、毎年ではありませんが、年度末ごろになると内閣によって承認され、翌年の年始から一定の期間で実施されます。詳細は年ごとに異なりますが、今回は 2025 年 1 月 16 日～2 月 28 日の対象期間に購入した物品やサービスへの支払額のうち上限を 50,000 バーツとして控除できるというものです。その際、E-Tax Invoice/Receipt の取得が控除の要件となっています。

<ショッピング控除の要件>

◇対象期間：2025 年 1 月 16 日～2 月 28 日

◇対象内容：物品購入、サービス費用

◇必要書類：以下の通り

①個人名、住所、個人の納税者番号が記載された e-Tax Invoice および e-Receipt

②書籍 (E-BOOK/電子書籍を含む)、OTOP 商品 (タイの一村一品プロジェクト商品) を購入した場合 e-Receipt が必要

◇控除対象外

- ・ビール、ワイン等のアルコール飲料代
- ・タバコ代
- ・自動車・二輪車・船の購入費用
- ・ツアーガイド料金、ホテル宿泊費など

◇控除対象額：最大 50,000 バーツ

(e-Tax Invoice/Receipt または e-Receipt を取得したケースのみ)

※50,000 バーツの詳細は下記の通りです。

①商品またはサービスの購入費用について、実際に支払った金額の 30,000 バーツを上限として控除可能。

②追加控除として、以下の対象商品またはサービスの購入費用につき、実際の支払った金額の 20,000 バーツを上限として控除可能。

■一村一品 (OTOP) 商品

地域社会開発局に登録された商品。

■地域共同体企業への支払い

農業促進局に登録された地域共同体企業の商品またはサービス。

■社会的企業への支払い

社会的企業振興局に登録された社会的企業の商品またはサービス。

控除方法、禁止事項、証拠書類等の詳細については歳入局長が定めた規則、手続き方法、条件等に従う必要があります。

Asia Alliance Partner Co.,Ltd.

(マイツグループ中国・アジア進出支援機構メンバー)

Asia Alliance Partner は 2004 年タイにて設立以降、
既進出日系企業や新規進出企業向けに進出前のご相談
対応から、進出手続代行、進出後の日々の会計税務法
務支援、年次法定監査までワンストップでサービス提
供しており、在タイ日系企業向けコンサルティング会
社としては最大規模で運営しております。

ーお問い合わせ先ー

Asia Alliance Partner Co.,Ltd.

1 Vasu 1 Building 12 Floor, Soi Sukhumvit 25,
Sukhumvit Rd., Klongtoey-Nua, Wattana, Bangkok
10110

【Mail】 info@aapth.com

【URL】 <http://www.aapth.com>

ベトナムのいまとみらい <第 15 回>

ベトナムの新しい風

～ホーチミン地下鉄開通～

みらいコンサルティンググループ

Nippon MIRAI Company Limited

Hanoi Office Branch Director

社会保険労務士 山本真佑

2 月、旧暦で新年を祝うベトナムでは、今まさに、春節祭ムードに包まれています。

今年の春節祭は、旧暦のうるう年にあたり、「頭が 2 つの蛇」と呼ばれる蛇年として、非常に縁起の良い年とされています。



あわせて、南部解放・南北統一 50 周年という記念すべき年でもあり、ホーチミン市では過去最多となる 15 か所での花火大会が開催され、ハノイではドローンによる光のフェスティバルが初めて実施されるなど、例年以上に華やかな祝賀ムードに包まれています。



そんな中、ホーチミン市では 2024 年 12 月に待望の地下鉄 1 号線が開通し、市民の新たな足として注目を集めています。

ベントイン市場から東部のビンズオン新都市までを結ぶ約 20 キロメートル、全 14 駅の路線です。日本の技術支援を受けて建設されたため、駅構内はまるで日本の地下鉄のよう、ベトナムにいるのを忘れてしまうほどです。



開通初日は、多くの市民が駅に押し寄せ、電車に乗るのに 1 時間から 2 時間待ちだったとのこと。開通から 1 か月間は、乗車無料だったにもかかわらず、新しいもの好きのベトナム人が殺到し、私は乗ることが出来ませんでした。





今回の地下鉄開通には、様々な期待が寄せられています。

1. 交通渋滞の緩和

バイクや自動車による移動が主流だったホーチミン市内の慢性的な渋滞問題が改善され、市民の移動時間短縮や騒音問題の解消が期待されています。

2. 大気汚染の軽減

ホーチミン市内で生活していると、ビルの高層階がくもって見えないほど、空気が悪い日があります。バイク大国のこの国において、地下鉄を利用した通勤などの普及により、大気汚染の軽減に期待が寄せられています。

3. 不動産開発の活性化

開発が遅れているエリアにおいても、地下鉄の開通により、新たな住宅や商業施設の建設が進むと考えられています。基幹産業がないこの国では、不動産開発は重要な経済の柱のひとつ。さらなる発展が期待されています。

このように、地下鉄開通は単なる交通インフラの整備にとどまらず、環境改善や経済発展にも大きく貢献すると期待されているのです。

引き続き、2号線、3号線の建設も計画されており、ベトナムの発展を象徴する重要なプロジェクトとして、注目されています。

ベトナム・ホーチミンを訪れる機会がありましたら、是非、出来たばかりの地下鉄を体験してみたいかがでしょうか。

◆みらいコンサルティングベトナムのご案内◆

ベトナム進出のご相談先：

みらいコンサルティングベトナム ハノイ支店
8F, Vinafor Building, 127 Lo Duc, Hai Ba Trung, HaNoi, Vietnam

山本 真佑

Shinsuke Yamamoto

yamamoto-s@miraic.jp

「グローバルビジネス支援」サイト URL

<https://miraic-global.jp/>

事業内容：

みらいコンサルティングベトナムでは、ベトナムでのビジネス事情に詳しい日本人コンサルタントが日越両国拠点からご支援します。市場調査から法人設立、会計・税務支援に加え、ベトナム企業との各種マッチングや、在ベトナム日系企業が抱える労務・人事問題への支援、現地法人への日本親会社からの内部統制など、あらゆる課題におこたえします。